

がん患者に対する医療用ウィッグ購入費用助成事業を開始します
～外見の変化による精神的な負担を軽減し、治療と社会参加等の両立を支援します～

千葉市では、がんの治療に伴う外見の変化への不安を和らげ、治療を続けながら社会参加等を継続するための支援として、9月1日からがん患者に対する医療用ウィッグ購入費用助成事業を開始しますのでお知らせします。

1 対象者

以下のア～ウのすべてに当てはまる方

- ア 申請日時点で、市内に住所を有する方
- イ がんと診断され、現在治療中または過去に治療を受けたことがある方で、がんの治療に伴う副作用による脱毛症状に対処するためにウィッグを購入した方
- ウ 過去に千葉市及び他の自治体を実施するウィッグの購入に係る助成を受けていない方

2 助成内容

対象者が購入したウィッグ（毛付き帽子及び装着時に皮膚を保護するためのネット代を含む）の費用のうち、2分の1の額を助成します（上限3万円）。

令和3年9月1日以降に購入したものが対象です。

3 事業開始日

令和3年9月1日（水）

4 申請方法

下記の申請先に必要書類を提出してください。

＜必要書類＞

- ・申請書（HPからダウンロードできます）
- ・医療機関の発行する治療方針計画書等
- ・領収書の原本
- ・振込先が確認できるもの

5 申請先

（1）窓口での申請

中央保健福祉センター健康課	中央区中央 4-5-1 きぼーる 13 階	043-221-2582
花見川保健福祉センター健康課	花見川区瑞穂 1-1	043-275-6296
稲毛保健福祉センター健康課	稲毛区穴川 4-12-4	043-284-6494
若葉保健福祉センター健康課	若葉区貝塚 2-19-1	043-233-8714
緑保健福祉センター健康課	緑区鎌取町 226-1	043-292-2630
美浜保健福祉センター健康課	美浜区真砂 5-15-2	043-270-2221

（2）郵送による申請及び事業に関する問い合わせ

千葉市役所健康推進課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1 本庁舎 5 階

TEL：043-245-5223 FAX：043-245-5659 Email：suishin.HWH@city.chiba.lg.jp